

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	福田 敦志
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目 教育実践における共同性に関する教育方法学的研究			
論文審査担当者 主 査 教 授 深澤 広明 審査委員 教 授 坂越 正樹 審査委員 教 授 七木田 敦 審査委員 准教授 吉田 成章			
〔論文審査の要旨〕 本論文は、教育実践における共同性を対象とし、教育方法学研究の観点から、教育実践の原理としての共同性の内実と、この原理に基づいた教育実践を構想する論理を、とりわけ「困難な課題を抱えた子ども」に取り組む教育実践の鍵となる「ケア」や「公共性」との関係において検討することで、共同性を原理とする教育実践の指針を明らかにし、これからの教育方法改革への展望を開くものである。 論文の構成は次の通りである。 第Ⅰ章 教育実践における共同性の原理では、教育実践における共同性の原理的把握の視点を、教育学と隣接諸科学における共同性の議論にも目配せしながら理論的に整理するとともに、ペスタロッチーのシュタンツ教育実践を歴史的な文脈のなかに位置づけて再検討することを通して、「教育学的限界状況」のなかを生きていた子どものニーズに応答する「ケア」の重要性を浮き彫りにするとともに、共にあり共に生きることを追求するために「公共性」を呼び込むことを端的に示している点で、共同性を原理とする教育実践の原像として描き出している。 第Ⅱ章 教育実践における共同性の創出と「ケア」の展開では、子どもの生活現実を貫く論理としての「同化」「排除」「忘却」を批判的に抽出するとともに、教育方法としての「子どもの声をきく」ことを「ケアの倫理」から検討することによって、「悲しみの経験」を語ることに個人において「もう一人の自分」を自覚していくとともに、他方で集団における規範的期待を呼び起こし子どもたちの関係を「なかま」へと方向づける力を持つものとして構想しうることを明らかにしている。「言葉を奪われた子ども」の「自己」を語る言葉と「公共」を語る言葉を接続する指導を課題として提起している。 第Ⅲ章 公共性の創出とインクルーシブな社会構築の論理では、親密圏と公共空間とのあいだ、つまり「困難な課題を抱える子ども」に必要な「生への配慮／関心」によってつながる親密な空間と、共通の課題を立ち上げていく公共空間とをつなげていくための実践指針として、「悲しみの経験」を「共通課題」として意識化していくことにあることを明らかにするとともに、「悲しみの経験」を惹き起こしたものが何かを共同で明らかにする論議において共通課題の意識化が公共性の創出につながる筋道を検討している。さらに、			

これまでの学級づくりの枠組みでもあった個人指導と集団指導の統一的展開について、「特別なニーズ」への応答と「インクルーシブな社会」の形成という今日的要請をふまえることで、個人指導の視点と集団指導の視点を編み直している。

第IV章 共同性を原理とする実践知の構造では、共同性を原理とする教育実践を支える実践知のあり方を、自立へと誘うケアの倫理に基づいた「個人指導」と子ども集団の質的发展を導き出す「集団指導」とが統一的に展開する場として自立への過程を共同の営みとして具体化する「活動の指導」が土台に据えられ、それら三つの局面の指導を媒介するものが「共通課題」の意識化とその課題の克服を模索する指導が位置づく構造的なモデルとして示している。またこうした実践知に基づく教育実践を具体的に展開するさいに「共通課題」の発見における差異の承認、発達保障としての自治の指導と視点、「指導－被指導」の関係における共感と共闘、といった教育方法の具体的なレベルでの検討を行っている。

第V章 共同性を原理とする教育方法改革の可能性では、共同性が学校の枠を超える指導構想になることについて、ドイツ・ブレーメン州の学校でのフィールドワークをもとに、学校における多職種協働のあり方が子どもたちの学校生活を地域社会において共に生きる生活者を育てる教育課程編成の原理として共同性が位置づくことを通して提示している。また、我が国の学童保育の実践と理論の積み重ねのなかから共同性を原理とする実践知の萌芽を見いだすとともに、子どもたちと指導員、そして保護者が共に生きるに値する地域社会をつくりだすための実践視点を浮かび上がらせている。そうした発展的な論議をふまえ、「教育と生活の結合」と「教育と福祉の統一」の架橋について検討している。

本論文は、次の三点で高く評価できる。

1. 教育実践における共同性について一貫して「深刻な境遇のなかで困難な課題を抱えながら生きている子ども」の視点から問い直すことによって、共同性を原理とする教育実践の原像をペスタロッチーのシュタンツ実践に見いだすとともに、教育方法改革の起点が「教育学の限界状況」に生きる子どもたちと向き合うことにあることを明らかにしている点。
2. 困難な課題を抱えた子どもの個人指導にさいして「生への配慮／関心」に基づいた親密圏を支えとしながらも、「悲しみの経験」を子ども集団のなかに規範的期待を呼び起こすような指導によって公共空間での「共通課題」として意識化させる筋道を具体的に提起することによって、教育実践の原理としての共同性の内実を明らかにしている点。
3. 教育実践を構想する論理としての共同性を、ケアの倫理に基づく「個人指導」、批判と援助を鍵とする「集団指導」、それらが統一的に展開していく場としての「活動の指導」を土台とする三つの指導の局面からなる実践知の構造として提示するとともに、共同性を原理とする教育実践の指針を明らかにしている点。

1990年代以降、教育方法学研究において共同性の問題は、生活指導論では異質な他者との共存や共同、学習指導論では学びの共同体や協働学習、というようにさまざまに追究され論議されてきた。そうしたなか、本論文は、教育実践における共同性を真正面から捉えた研究として、これからの教育方法学研究に展望を開くものとして評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与されるに十分な資格があるものと認められる。

平成31年 3月 1日